

いじめ問題対策に係る各機関・各団体の取組状況について（別紙様式2）

1 千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○スクールカウンセラーの配置

- ・全公立小学校（隔週配置 636 校）、全公立中学校（309 校）、全県立高校（121 校）、
県立特別支援学校（隔週配置 5 校）、学びの多様化学校（2 カ所）、
教育事務所 5 カ所（2 名ずつ配置）、教育振興部児童生徒安全課 ※小学校の隔週配置校 126 校増

○スクールソーシャルワーカーの配置

- ・全県を 69 名のスクールソーシャルワーカーで分担して対応するとともに、これを支えるスーパーバイザーを各教育事務所に 1 名、計 5 名配置。

○情報モラル教育研修への講師派遣（平成 28 年度～）

- ・情報モラル教育研修や講演の講師を、県立学校 20 校、市町村立学校 80 校に派遣を予定。

○千葉県いじめ対策調査会（平成 26 年度～）

- ・7 人の委員による有識者会議の開催。（いじめの防止等のための対策に関する審議等）

○千葉県いじめ問題対策連絡協議会（平成 26 年度～）

- ・43 機関による本会議及び 15 機関等によるネットいじめ対策専門部会の開催。

○いじめ重大事態調査員の派遣（令和 6 年度～）

- ・県立学校において、いじめの重大事態が発生した際、いじめ問題に知見のある、いじめ重大事態調査員を当該学校へ派遣し、発生後の対応等について指導・助言を行うとともに、第三者委員として学校主体の調査に当たるなど、いじめ重大事態への迅速かつ適切な対応等に資するための支援を行う。
- ・令和 6 年度派遣回数 66 回 ・令和 7 年度派遣回数 18 回（令和 7 年 6 月 30 日時点）

○学校問題解決支援事業

- ・学校問題解決支援コーディネーターの配置（令和 7 年度～）

いじめを含む学校問題の解決に向けた適切かつ迅速な支援を実施するため、専門的な立場から解決に向けた助言を行う。

- ・学校問題解決支援チームの設置

学校だけでは解決が困難な事案（いじめを含む）に対応するため、弁護士、精神科医等の専門家や関係課の職員からなる学校解決支援チームを設置し、学校や市町村教育委員会等に対する適切な支援を行う。

○いじめ防止啓発資料の作成・配付

- ・教職員向けいじめ防止指導資料の活用（平成 26 年度～）
- ・児童生徒向けいじめ防止啓発カードの配付（平成 27 年度～）令和 6 年度からはデータベースで配付（県内の全児童生徒に配付）
- ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成 26 年度～）令和 7 年度からはデータベースで配付（国公立小・中・義務教育・特別支援学校（小学部・中学部）に配付）
- ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成 26 年度～）令和 7 年度からはデータベースで配付（国公立小・義務教育・特別支援学校（小学部）に配付）
- ・教職員版いじめ防止啓発リーフレットの配付（平成 30 年度）（国公立小・中・義務教育・高等学校・特別支援学校に配付）

○SOS の出し方教育の推進（平成 30 年度～）

- ・児童生徒向けの「SOS の出し方に関する教育」の指導資料を作成し、各学校に DVD を配付した。（平成 30 年 7 月）
- ・「SOS の出し方教育」の指導資料について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用の促進を図るための資料を新たに追加するなど、改訂を図った。（令和 4 年 5 月）
- ・管理職や養護教諭、生徒指導主事を対象にした研修会で、NPO 法人メンタルレスキュー協会副理事長を講師として招聘し、児童生徒の自殺予防について講話を実施し、資質の向上を図った。（令和 7 年 4 月～7 月）
- ・NPO 法人メンタルレスキュー協会の協力を得て、教職員向け、保護者向け、生徒向けの自殺予防動画を更新し、令和 7 年 8 月中にホームページにアップする予定。

○高校生を対象とした ICT ストレスチェックの実施（令和3年度～）（令和6年度については、希望のあった一部の中学校で実施）

- ・千葉大学と共同で、いじめ、不登校、自殺等につながる生徒のメンタル不調を早期発見し、重大な事態の未然防止につなげる。

○スクールロイヤー活用事業（令和元年7月～）

- ・県弁護士会と協定を結び、弁護士をスクールロイヤーとして推薦してもらい、法的助言を求める学校が直接電話や対面、オンラインにより相談できる体制を構築。
- ・管理職や生徒指導主事、児童生徒へ直接スクールロイヤーが講演を実施。

○未然防止に向けた心の教育（各学校）

- ・いじめ防止啓発強化月間の取組
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施

○関係機関との連携

- ・県警本部、千葉市との担当者連絡会議の開催
- ・県民生活課、NPO企業教育研究会、県警等との連携によるネットいじめ対応

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・スクールカウンセラーにおいては、令和6年度、相談件数が174,288件であった。児童はもちろん、保護者や教職員からの相談件数も多く、悩みをカウンセラーに相談したいというニーズに対し、配置の拡充は効果的だったといえる。また、増員に伴う人材確保については、県公認心理師協会に協力を得るなどして人材確保に努めた。
- ・スクールソーシャルワーカーにおいては、令和6年度、相談件数が36,229件であった。人材確保については、県社会福祉士会及び県精神保健福祉士協会に協力を得るなどして人材確保に努めた。
- ・情報モラル教育の講師派遣事業においては、児童生徒向けの情報モラルに関する講演と教職員を対象とした情報モラル教育研修をとおして、児童生徒の情報モラルの向上及び教職員の情報モラル教育の指導力向上を図っている。派遣件数は、令和5年度は、派遣件数が前年度より6件（89件→95件）増加した。

【令和6年度】

派遣件数95件（高等学校13校、特別支援学校6校、小学校51校、中学校24校、義務教育学校1校）

【令和5年度】

派遣件数89件（高等学校13校、特別支援学校5校、小学校47校、中学校23校、義務教育学校1校）

- ・いじめ重大事態調査員の派遣については、事案発生後すぐに当該校にいじめ重大事態調査員を派遣することにより、迅速に調査を開始し、早期に対処することができた事案が増えた。
- ・高校生を対象とした ICT ストレスチェックにおいては、見た目ではわからない生徒のストレス状態や抱える課題の把握、学校における教育相談体制の充実など、ストレスチェックによるスクリーニングの様々な有効性が確認できた。
- ・スクールロイヤー活用事業

(1) 法律相談事業について早期活用を各種研修で周知したことで、令和6年度についても多くの相談があった。

【令和6年度】

法律相談181件（対面85件、電話49件、オンライン47件）

【令和5年度】

法律相談216件（対面110件、電話63件、オンライン43件）

【令和4年度】

法律相談127件（対面73件、電話34件、オンライン20件）

(2) 教職員研修8回（管理職を対象とした研修2回、生徒指導主事を対象とした研修6回）

(3) 児童生徒への講演（出前授業）15校（内訳：小学校3校、中学校4校、高等学校8校）

③御意見・御提案等

- ・スクールカウンセラーにおいては、小学校、特別支援学校について、相談実績等を踏まえつつ、拡充を検討していく。また、今後も県公認心理師協会に協力を得て、人材の確保に努める。

- ・スクールソーシャルワーカーにおいては、担当する地域や学校数等に配慮した、よりバランスの良い配置に努めるとともに、資質向上に向けた取り組みや研修体制の充実を図る。また、市が雇用するスクールソーシャルワーカーとの情報共有会を行い、児童生徒への相談・支援の充実に向けた連携を進める。今後も県社会福祉士会及び県精神保健福祉士協会に協力を得て、人材の確保に努める。
- ・いじめ対策調査会においては、委員から、いじめアンケートの実施方法やいじめ対応についての教職員研修のあり方、加害児童生徒への指導の仕方等について話し合うことができた。今後も現状に対するより多くの意見を得られるよう努める。
- ・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会においては、引き続き対応策の検討を重ねていく。特に SNS や無料通信アプリにより、重大化しているいじめが増加していることから、「情報モラル教育研修への講師派遣事業」を実施し、児童生徒や教職員、保護者へ向けた情報モラル教育の充実を図る。
- ・いじめ防止啓発カードを県内の全ての児童生徒に1人1台端末を通してデータで配付した。いじめ防止の意識が高まるように、活用の周知を図る。
- ・高校生を対象とした ICT を活用した WEB 上でのストレスチェックについて、千葉大学と連携しながら、更なる効果的な活用に努めていきたい。
- ・スクールロイヤー活用事業においては、学校が専門的な観点から適切な助言をいただき、状況の改善へのヒントを得ることができる。全校種の管理職及び生徒指導主事を集めた研修会にスクールロイヤーを講師として招き、具体的な事例を踏まえた講話をいただくなどして、スクールロイヤーの効果的な活用が進むよう努める。

2 千葉県教育庁企画管理部教育政策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ問題対策に係る県の取組について、各学校、保護者等への周知 ・夢気球 vol. 67（6月号）及び vol. 68（11月号） LINE を活用した SNS 相談窓口の開設について掲載。 ・県教委ニュース vol. 330（4月号） 教師の人権教育に関する知的理解及び人権感覚の向上に資することを目的として配布している「学校人権教育指導資料第44集」の活用を促す記事を掲載。 ・県教委ニュース vol. 352（3月号） 千葉県子どもと親のサポートセンターの事業について紹介し、ワンストップ・オンライン相談、来所相談等について掲載。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・県内公立学校の保護者、児童生徒を対象とした教育広報「夢気球」と学校教職員と保護者を対象とした「県教委ニュース」を用いて、県教育委員会の取組について周知を図ることができた。 ・今後もいじめ問題対策担当課等と連携し、さらなる広報活動の充実を図りたい。
③御意見・御提案等
・いじめ問題対策に係る新たな取組、重要な取組等については、教育広報誌を活用した積極的な周知をお願いしたい。

3 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○学校から発信する家庭教育支援プログラム事業 「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気づきを促す家庭教育支援資料の活用を促進する保護者向けプログラムであり、千葉県ホームページに掲載している。自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭における教育力向上を図る。小学校編資料「いじめ」内、いじめ発見チェックリストで、いじめをしている側もされている側も、そのサインについて保護者が注意するポイントを掲載している。

ネットいじめという観点では小学校編及び中学校編には「スマートフォンの使用」「フィルタリングの活用」というコンテンツがあり、スマートフォン使用時のルール作りや誹謗中傷、いじめ等への対処について各学校において学級懇談会などで使用するよう啓発している。 ○ 家庭教育リーフレットの作成・配付事業 ・家庭の教育力向上を図るため、発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットとなっている。 ・小学校低学年版「身に付けさせたい基本的な生活習慣ときまり」の中に、いじめについてのチェック項目を設けている。 小学校高学年版・中学生版のリーフレットには、「いじめをみんなでなくそう やさしいきもちがいちばん」というコラムを掲載している。児童生徒安全課作成の「いじめ防止啓発カード」の文言を載せ、いじめ防止の啓発を図っている。 ・ネットいじめという観点では、同じく小学校高学年版・中学生版のリーフレットに、「情報モラルを身につけよう」というコラムを掲載しており、インターネット利用時に被害者にも加害者にもならないよう、家庭のルールを決めることの大切さを伝えている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題 ・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」は、学校だよりや学年だより、保護者会の資料作成に本プログラムが活用されている。 ・より多くの教職員に活用してもらうため、引き続き効果的な周知方法を工夫する必要がある。 ・家庭教育推進委員会において関係部局・各課に周知すると共に、市町村教委訪問支援等の際に紹介し、各教育事務所の指導室訪問（学校訪問）でも当事業の周知を図っている。 ・「家庭教育リーフレット」は家庭教育推進委員会の構成委員等、関係各課と連携しながら内容の見直しを行い、随時更新を行っている。年度末に市町村教育委員会を通じて各学校に配付し、新年度の学級懇談会等で直接保護者に渡すよう依頼している。 千葉県ホームページにも掲載し、スマートフォン・携帯電話からも利用できる。
③御意見・御提案等 ・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」は、関係課が主催する会議・研修会等において、当該事業のホームページ・リーフレット等についての情報提供や担当者による説明を行い、周知を図る。 ・「家庭教育リーフレット」は、引き続き内容の見直しを行い、随時更新を行っていく。全校への配付の他、関係課が主催する行事で資料提供、説明を行うことで、更なる周知を図る。

4 千葉県教育庁教育振興部学習指導課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況 道徳教育推進プロジェクト事業 ・幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、『いのち』のつながりと輝きを主題として、道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。 ・県教育委員会では、小・中学校向けの道徳映像教材や高等学校向けの読み物教材集「明日への扉Ⅰ～Ⅳ」等により、いじめや情報モラルについて考える教材の活用を図っている。 ・特色ある道徳教育推進校における研究事業の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校 17 校の研究校を指定し、すべての指定校にて公開研究会を実施する等、更なる道徳教育の推進を進めている。 ・令和6年度は、道徳教育懇談会を1回開催し、主に道徳教育の県施策や特色ある道徳教育推進事業に関して有識者から意見を聴取した。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題 ・令和6年度の道徳教育実施状況調査によると、県の映像教材は県内の公立小学校が 63.9%・中学校が 49.7%で活用をしていた。また高等学校の「道徳」を学ぶ時間では、県作成の読み物教材集と映像教材の使用を推進しており、研修や学校訪問などを通して、引き続き活用を促していきたい。

- ・令和6年度の特色ある道徳教育推進校は、2年目ですべての指定校で公開研究を行った。今まで研究してきたことを県内の学校等へ周知することができた。なお、令和7年度は特色ある道徳推進校の指定が1年目を迎える。そこで、1年目から校内での研究体制を確立し、各校で研究を推進することになる。今までも実践例がなかなか周知されない現状がある。そのため、今までの指定校での実践を研修や学校訪問等で周知を進めていきたい。
- ・道徳教育懇談会では、これまでの県道徳教材の活用や、推進校での授業実践の状況が話題となった。今後も、重要課題と認識し、児童生徒、保護者、学校、先生がつながりをもち問題意識を共有していきたい。

③御意見・御提案等

- ・県教育委員会作成の映像教材が、活用されていくように、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会を通して、呼び掛けていく。
- ・特色ある道徳教育推進校については、新たな道徳教育の推進ができるよう、学校訪問等を生かし、指導・助言を行っていく。
- ・各種研修会等をとおして、道徳教育実践事例集や高等学校向けの読み物教材集の活用を促し、各学校において「考え、議論する道徳」の授業が充実するように推進していく。

5 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○担当する主な関係事業等

- ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会の開催
- ・指導主事訪問等をとおして、いじめ防止対策の取組状況の確認
- ・特別支援学校への特別非常勤講師等の配置

○関係機関との連携

- ・関係各課と情報共有を行いながら、必要な情報を各特別支援学校に周知

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・当課においては、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各校で取り組むべき重点指導項目や学校における危機管理、ネットパトロール等についての研修機会を設けている。代表校による実践発表やグループ協議、スクールカウンセラーから心のケアや支援方法について講話の時間を設定することで、事例による演習などから、いじめ防止に向けての喫緊の課題の理解や学校間での情報共有を図る。
- ・指導主事訪問等を通して、各特別支援学校の「いじめアンケート」の実施状況や「学校いじめ防止基本方針」を確認し、学校の実情に応じた内容となるような指導・助言を行う必要がある。ICTの活用やスマートフォンを持つ児童生徒が増えていることにより、ネットいじめへの対応もさらに行っていく必要がある。
- ・学校の実態等に応じて、臨床心理士などを特別非常勤講師として配置し、専門的な立場から心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について指導、助言を得て、個に応じた適切な指導支援につなげることができた。

③御意見・御提案等

- ・いじめ防止対策のために、関係機関から様々な情報提供を得るとともに、連携して対応できる関係を今後も継続し、いじめ問題に取り組んでいくことができるようにする。
- ・「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策を実効性の高いものに改善すること、各学校に配付した「教職員向けいじめ防止指導資料集」を有効に活用すること、関係機関等と確実に連携していじめ防止対策に取り組むことを継続して指導していく。
- ・ネットいじめに対しては、ネットパトロールからの定期報告や各学校の情報教育担当とも連携し、「デジタルシブシブ教育」をさらに進めていく等、組織で対応をしていく。
- ・令和6年度から県立特別支援学校にスクールカウンセラー5名（令和5年度まで1名）配置された。各校からのスクールカウンセラーのニーズは高まっており、児童生徒への支援体制をさらに構築していけるよう、配置校及びその他の県立特別支援学校でより一層の活用方法の検討を行う。

6 千葉県教育庁教育振興部教職員課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○教員による児童生徒に対するいじめの状況把握 ・平成24年度に、県教育委員会が所管する全児童・生徒を対象に、体罰アンケートを実施し、また、平成25年度より、セクハラ実態調査と合わせ、「セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査」として実施し、実態把握に努めている。 ○児童生徒が相談しやすい環境づくり ・各学校に対し、養護教諭やスクールカウンセラー等による相談員の配置及び教育相談箱の設置を指導している。また、令和2年度からセクハラ相談箱の設置を指導している。 ・令和3年4月、県教育委員会のHP上に、児童生徒向けわかりやすいセクハラ相談窓口を開設し、メールによる相談を受け付けている。 (今年度も、当該相談窓口の啓発に係る通知文書を、各県立学校、各市町村教育委員会等に発出している。) ・児童生徒が相談できる関係機関(子どもと親のサポートセンター、24時間子供SOSダイヤル、ライトハウスちば等)について、各学校で児童生徒に相談先リストとして配付し、周知を図っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・本実態調査を実施することで、学校ごとに実態把握及び迅速な解決に結びつくとともに、教職員及び児童・生徒への啓発を図ることができた。
③御意見・御提案等
・いじめ発生における教職員の対応によっては、懲戒処分の対象となり得ることから、担当課との情報共有及び対応の連携を引き続き行うことが重要である。 ・近年いじめ問題への教員の対応についての苦情が、当課に寄せられる傾向にある。

7 千葉県教育庁教育振興部保健体育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○運動部活動における望ましい人間関係づくり ・教科主任研修会等の中で運動部活動チェックシートを活用した部活動の適切な運営についての説明 ・東京大学の鈴木寛教授を招いて「学校教育活動におけるウェルビーイングの実現」についての講演 ・運動部活動指導者講習会での体罰・ハラスメントの根絶やいじめ等の防止についての周知と注意喚起 ○スポーツマンシップ教育の充実 ・JOCと連携したオリンピック教室の実施 ・関係団体との共催による講演会を実施 ○運動を通した仲間づくり ・「遊・友スポーツランキングちば」において、仲間と楽しく協力しながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性の育成を行う。 ○運動部活動におけるいじめ問題に係る関係課と連携した対応 ・県立学校の運動部活動内におけるいじめについて学校から情報を収集し、児童生徒安全課と情報を共有するとともに連携しながら対応を行う。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・運動部活動指導者等に対しての研修会や講演会で、いじめ防止の取組について取り上げ、指導者としてのいじめ防止の意識を向上させることができた。 ・運動部活動では、部員同士のつながりが深くなり、仲間づくりに大変有効であるが、問題が生じた場合、深刻化することもある。顧問と部員、部員同士がお互いに認め合い、良好な人間関係を構築するとともに、人権意識を育成する必要がある。 ・オリンピック教室等の実施により、スポーツマンシップ教育を充実させることが公正・公平な態度の育成に有効であった。

・「遊・友スポーツランキングちば」等の活動では体力の向上だけでなく、運動を通して良好な人間関係を築くことに効果的であった。 ・児童生徒安全課との連携を密にとり、共通理解を図り、学校への対応について適切に助言を行った。
③御意見・御提案等
・学校現場への要望として、運動部活動内での生徒の様子を日頃からよく観察し、相談や訴えがあった際の初期対応を組織全体で丁寧に行い、保護者との連絡を密に取りながら対応するよう引き続きお願いしたい。

8 千葉県総合教育センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
【いじめ未然防止、いじめ対応等の研修】 ○全ての校種でキャリアステージに応じて実施（14事業） 講話・協議・eラーニング等 ・初任者研修（小・中・高・特・養）「いじめ対応」（1372名） ・中堅教諭等資質向上研修（1185名） ・教務主任等企画運営リーダー研修（96名） ・新任教頭研修（219名） ・新任校長研修（172名） ○市町教育委員会主催の要請研修「出前あすなろ塾」 若手教諭対象 9回実施 ○教員を目指す学生・一般社会人を対象とした研修「教師未来塾」（54名参加） 【情報モラル研修】 ・「情報モラル指導実践研修 発展～デジタルシティズンシップ教育～」(33名) ・初任者研修（小・中・高・特）「情報モラル」（1169名） ・専門研修（幼・小・中・高・特・養護教諭）「情報モラルと著作権」（eラーニング）（148名） ・学校支援事業・県内市町村立小学校の研修会講師として、教職員に指導助言(13名)
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・協議や情報共有の時間を充実させることで、研修後のアンケートに肯定的な回答が多くなっている。 ・初任者研修においては、チームで関わっていく意識をもたせることができた。 ・いじめの現状の理解や未然防止、対応等について事例をもとに研修を実施し、日常実践に生かせるようにすることができた。 ・情報モラル教育に関する研修をとおして、実際の事例に基づいたネット上の問題行動に関する教職員の理解、学習指導要領上の位置づけに関する理解、児童生徒を指導する力を高めている。 ・情報モラル教育に関する研修では、従来行われてきた、ルールやマナーを守らせる考え方や態度を育成する指導を中心とした教育だけでなく、児童生徒が1人1台端末を日常的に活用することを前提とした、情報の適切な利用や情報社会との関わり方等の行動規範を児童生徒自身に考えさせる「デジタル・シティズンシップ教育」の視点を加えている。 ・情報伝達研修にとどまらないよう、eラーニングでの研修実施後に、授業実践や校内での指導助言を実施し、レポートを作成させている。 ・小学校初任者研修では、「教育相談の理論と進め方」を新設し、初任者の人間関係作りに対しての苦手意識を軽減することができた。
③御意見・御提案等
・上記の研修では「デジタル・シティズンシップ教育」の視点に触れているが、その他の研修会や会議等でも、機を見てデジタル・シティズンシップ教育への理解の促進、家庭等でも日常的に端末を活用した学習の機会を増やすよう端末の持ち帰りの推進を図るのが良いのではないかと。

9 千葉県子どもと親のサポートセンター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○教育相談事業

児童生徒、保護者、教職員に対し、電話相談、来所相談、ワンストップ・オンライン相談、メール相談、SNS相談における支援を行った。

- ・電話相談（子サポフリーダイヤル/24時間子供SOSダイヤル）

児童生徒、保護者や教職員に対し、休日、夜間を含めた24時間の電話相談を実施している。平日8時30分から17時15分までは当センターで実施し、その他の時間帯は外部委託している。

- ・来所相談

来所相談においては、様々なニーズに対応するために、親子並行面接、親面接、子面接を行っている。また、来所相談+（プラス）としてオンラインによる相談を併用している。

- ・SNS相談

令和6年度は、小学校のいじめ件数や不登校児童数の増加を踏まえ、これまで 中高生のみであった対象者を、小学校4～6学年まで拡大することとした。相談日は、火・木・日の18時～22時だが、GW期間や長期休業明けに、特設として毎日相談できる期間を設けている。

- ・ワンストップ・オンライン相談

児童生徒、保護者、教職員を対象に Zoom アプリによるオンライン相談を、平日9時から17時まで実施している。

○支援事業

- ・学校関係機関支援

学校が抱える生徒指導上の諸課題の解決を支援するため、所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。また、県内各地域の実情や特性にあった支援を展開するため、積極的に地域へ伺うプッシュ型支援を計画的に実施していくこととした。教育相談ネットワーク連絡協議会では、事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図っている。

- ・サポート広場

子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子供に対して、異年齢グループ活動により社会性を高める「サポート広場」等を実施し、社会的自立に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子供の理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催している。

○研修事業

- ・生徒指導リーダー育成研修、教育相談コーディネーター養成研修、教育相談課題別研修において、いじめ問題をテーマに具体的な講義・演習・事例検討などの研修を実施している。
- ・管理職資質向上研修において、全校管理者の視点から「いじめ重大事態」「自殺予防」「不登校児童生徒支援」等に対し、資質向上を図っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・令和6年度のいじめを主訴とする相談件数は、24時間子供SOSダイヤルを含む電話相談が287件、来所相談が17件、メール相談が10件、ワンストップ・オンライン相談が0件、SNS相談が67件であった。令和5年度と比較すると、電話相談が133件の減少、来所相談が7件の増加、メール相談が17件の増加、SNS相談が25件の増加となっている（ワンストップ・オンライン相談は、令和6年度から実施のため、比較なし）。
- ・電話相談のほか、来所相談、オンライン相談、メール相談、SNS相談など、様々な方法で相談につながるよう、体制を整えている。来所相談+（プラス）は、250件の利用があった。今後もいじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって行っていく必要がある。
- ・学校支援事業においては、教職員の資質能力の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的・医療的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。学校・関係機関との密な連携が今後も必要である。
- ・いじめが起こってから事後対応を含め、いじめを未然に防ぐことに重きを置いた研修内容や教育相談体制づくりについての研修を実施した。

③御意見・御提案等

- ・いじめや不登校などに対しては、未然防止、早期発見、適切で迅速な対応が不可欠である。教育相談事業を通して、様々な不安や課題を抱える児童生徒や保護者に寄り添いながら相談活動を実施していく。支援事業を通して、学校現場での課題解決に努めていくとともに、教職員のサポートをしていく。
- ・小学生から高校生向けの教育相談事業についての啓発資料を作成し、長期休業前に学校を通じて周知していく。また、教職員対象の教育相談研修等の際に教育相談事業の広報活動を継続して行う。
- ・「いじめ」が認められる相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聴き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していくとともに、関係機関との連携をより推進していく。
- ・問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やす。担当者と講師の打ち合わせを綿密にしなが
ら、受講者のニーズにあった研修（オンデマンド研修やオンライン研修）を企画、運営する。

10 千葉県総務部学事課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置

- ・再調査会の担任する事務は、県立学校、私立学校はいじめの重大事態の調査結果についての再調査等となる。
- ・教育等に関する学識経験者を、再調査の必要性（又は再調査の必要性を再調査会に諮問する必要）が認められる事案発生の都度、委員として任命する。

○スクールカウンセラーの充実

- ・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。令和6年度は、私立学校68校に対して、40,051千円を交付した。

○ネットパトロールの情報提供

- ・私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。

○関係文書の迅速かつ確実な送付

- ・文部科学省や県教育庁から発出された、生徒指導やいじめ問題に関する文書を、迅速かつ確実に送付し、学校に適切な対応を依頼している。

○当課に寄せられるいじめに関係する相談等への対応 相談関係機関との迅速な連携

- ・当課に寄せられる保護者等からの相談については、その内容を当該校の管理職に確実に伝え、学校における適切な対応を依頼している。
- ・関係機関との連携（対応方法の相談・確認等）しながら、迅速かつ適切な対応に努めている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・現在のところ、いじめ重大事態の調査結果について、再調査の必要性が認められる事案は発生していない。
- ・教育相談体制充実のため、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。また、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。
- ・SNSの書き込み等によるいじめへの対応・予防がより適切なものとなるよう、教員研修や児童生徒向けの指導を各学校の実情に応じて実施するよう依頼する必要がある。
- ・メールを活用し、関係文書を迅速かつ確実に通知している。

③御意見・御提案等

- ・学校の初期対応が不十分であったために、保護者と学校の関係がこじれるケースが見受けられ、未然防止・初期対応の重要性や重大事態ガイドラインに沿った対応の必要性を、引き続き周知・依頼する必要がある。
- ・私立学校の適切な対応を後押しするため、スクールロイヤーの活用をさらに促したい。

1 1 千葉県健康福祉部健康福祉政策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○県内小・中・高等学校等への人権啓発DVDの貸出し ・貸出件数 18 件（視聴人数 3,772 人） ○県内小・中・高等学校等への人権問題講師紹介 ・講師紹介・派遣実績 9 件（受講人数 3,559 人） ○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 【主催】県、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会（県、県教育委員会、千葉市、千葉地方法務局、千葉県人権擁護委員連合会） (1) スタジアム啓発の実施（ジェフユナイテッド市原・千葉） 日時：令和6年9月7日（土） 場所：フクダ電子アリーナ 内容：啓発グッズの配布等 (2) 県内スポーツチームの選手を起用したポスターの作成・配布（千葉ジェッツふなばし） 配布先：県内小・中・高等学校等 配布数：5,500 枚 内容：「いじめゼロ宣言～いじめゼロ みんながみんな 友達だ～」のメッセージとともに、相談連絡先を周知 ○子どもの人権に関する研修会 日時：令和7年2月1日（土）～2月28日（金） 方法：オンライン開催（県公式YouTube チャンネルにて動画配信） 内容：講演：「インターネットと子どもの人権 ～誰もがネットで被害者にも加害者にもならないために～」 講師：石川 千明 氏（奈良地域の学び推進機構理事） 対象：県職員、県内市町村職員、県内公立学校教育職員 参加者数：370 人
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・DVDの貸出により、学校等において映像による効果的な人権啓発活動が行われた。 ・講師紹介により、学校等において効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・啓発物品の配布により、子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。 ・ポスター配布先へのアンケートの結果、「いじめ等のほか、人権について考えるきっかけとなった」と回答した割合は 42%、「いじめに関する連絡先を知るきっかけとなった」と回答した割合は 49%であった。また、「今後もポスター配付を行った方がよいと思うか」との質問に対し、「行ったほうがよい」と回答した割合は 96%であった。 ・子どもの人権に関する研修会受講者へのアンケートの結果、子どもの人権についての理解が「大いに深まった」、「おおむね深まった」と回答した割合は合わせて 99%であった。 ・ネットいじめについては、状況の変化が早く、DVDの内容と実態とに齟齬が生じやすい。
③御意見・御提案等

1 2 千葉県健康福祉部児童家庭課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○児童家庭相談への対応 ・児童家庭相談への対応（6 児童相談所） ○関係機関との連携 ・児童虐待相談等、児童相談所に寄せられる児童家庭相談のうち、いじめ問題を含む相談については、学校や教育

委員会との十分な連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、警察等にも協力を依頼している。 ○子どもの権利を守るための取り組み - 子ども全員が持っている大切な権利について知ってもらうために、子どもの権利条約をもとに「千葉県子どもの権利ノート」を作成（教育庁と協働作成）し、ホームページで公開している。（無料でダウンロード可） - 児童相談所に保護された全てのこどもに「子どもの権利ノート」「あなたへの大切なお知らせ（葉書）」を配布している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題 - 千葉県児童相談所（千葉市含まず）における要保護児童相談受付件数のうち、主訴がいじめであるものは平成29年度から令和5年度まで各年度0件であった。また、いじめを主訴とせずとも、係属のある児童がいじめ問題に関与した際には、学校や市町村と連携して対応している。 - 子どもの権利を守るための取り組みについては引き続き取り組む。
③御意見・御提案等 引き続き、学校や教育委員会等との連携を密にし、いじめ問題等に対応していきたい。

1 3 千葉県健康福祉部子育て支援課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況 ○こどもの権利啓発事業 令和7年度の新規事業で、こどもの権利を社会全体で守るため、こどもの権利の周知・啓発を図るとともに、県が実施することも施策にこどもの意見を反映していけるよう、意見交換会等を実施する。 (1)啓発物資の配布 (2)子育て雑誌への特集掲載 (3)意見交換会等の実施
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題 - 令和5年4月に施行された「こども基本法」に、全てのこどもについて個人として尊重されること、基本的人権が保障されることが明記され、同年12月にはこども大綱で、こども基本法の趣旨や内容をこども・若者や、子育て当事者、教育、保育に携わる者をはじめとした大人に対し、広く周知することが定められた。 - 当課においても、令和7年3月に策定した千葉県こども・若者みらいプランに、こどもの権利に関する普及啓発の実施を位置付けており、令和7年度の新規事業によりこどもの権利啓発を図る。
③御意見・御提案等

1 4 千葉県環境生活部県民生活課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況 【青少年ネット被害防止対策事業】（ネットパトロール・啓発講演） - ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。（令和6年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数 1,190 人、そのうち特に問題のある書き込み 83 件） - 学校等の要請に応じ、児童・生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む、講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。（令和6年度実績：73 回、参加者 18,372 名）また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。 【青少年非行防止対策事業】（非行防止チラシの作成・配付、動画広告の配信） - 誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者に対して 33,000 部、中学1年生及びその保護者、高校1年生に対して 92,000 部を作成・配付した。
--

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、速やかに情報提供した。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例、最新の事例、予防方法及び相談窓口等を講演内容に盛り込み、参加者の意識を高めることができた。 ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット被害等を未然に防止することが困難である。 ・非行防止チラシは県内全ての小中高校に配布することができた。 ・SNSに起因するトラブルや問題行動等の発生傾向を把握する必要がある。
③御意見・御提案等
・ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。 ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。 ・引き続き、生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルの未然防止に努める。 ・増加傾向にあるネットいじめやインターネットトラブル、最新の事件等に対応できるよう、配付チラシや動画広告の内容を検討し、啓発の強化を図っていく。

1 5 千葉県中央児童相談所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○管内市町のいじめ問題対策連絡協議会への出席 ○いじめ問題に関する相談が寄せられた際には、児童相談所の立場で助言・支援を行っている。 ○子どもの権利を守るための取り組みとして、一時保護された児童に、「子どもの権利ノート」「あなたへの大切なお知らせ」を配布している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○いじめを主訴とした相談受付はほとんどないが、子どもの権利が守られているかという視点で、関係機関との情報共有や意見交換を行い、必要に応じて児童相談所としての助言を行っている。
③御意見・御提案等

1 6 ・ 1 7 千葉県警察本部生活安全部少年課・同課少年センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○ヤング・テレホン 本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言指導を行っている。 ○スクール・サポーター制度 スクール・サポーターは、小学校、中学校、義務教育校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒を対象に、教職員が行う生徒指導活動等への支援や助言をとおして、生徒指導体制の構築、校内秩序の改善、児童生徒の安全確保に努めており、非行問題などを抱える学校からの要請に基づいて派遣している。 ○非行防止教室 非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小、中、高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導員等の警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催してる教室であり、いじめ防止を含めた児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも行為が犯罪等に該当する場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況を踏まえながら、必要な対応を図っている。 ・警察としては、学校や教育委員会との緊密な連携により、早期把握と情報の共有等を図る必要がある。
③御意見・御提案等
・いじめ防止に向けた広報啓発や、学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣するなど、いじめ問題に取り組んでいる関係機関への支援を引き続き行っていく。

18 千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
(1) ネット安全教室 小中高校生などの学生に対して、ネットリテラシーの向上を目的とし、SNSの危険性や問題点を中心に、その対処方法やSNSに関連する人権問題やいじめ問題について旬の話題を含みつつネット安全教室を実施している。 令和6年度実績 小中高大学生 491回、112,873人（前年度+22回、+13,522人） (2) GIGAスクール構想に伴うサイバーセキュリティ対策 千葉市内の小学校、八千代市教育委員会と連携し、情報モラルに関するカリキュラムの提供、意見交換などのサポートを実施した。 (3) 産学官の連携による広報啓発活動 令和7年2月1日から3月18日までのサイバーセキュリティ月間において、株式会社小学館が発行する漫画作品『青のオーケストラ』及び千葉県立幕張総合高等学校シンフォニックオーケストラ部の協力のもと、広報用ポスターや啓発動画等のコンテンツを作成し、主に青少年層を対象とした広報啓発活動を実施した。 (4) 各種イベントを通じた広報啓発活動 商業、スポーツ施設等の大型スクリーンを使用したコンテンツの放映、SNSを使用した情報発信、警察主催イベントでのブース出展など各種イベントを通じた広報啓発活動を実施した。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・GIGAスクール構想の施策については、連携機関から好意的な評価を受けており、今年度も継続して実施する予定である。今後はさらなる連携体制の強化及び対象機関の拡大を課題として位置づけ、ネット安全教室と併せて取り組みの質と効果の向上を図っていく。 ・各種広報啓発活動については、産学官の連携のもと、効果的かつ計画的に実施することができた。
③御意見・御提案等
・いじめ問題対策において、児童生徒だけではなく指導する教職員、管理する保護者等のネットリテラシーの向上は欠かせないものである。 ・GIGAスクール構想に伴うサイバーセキュリティ対策について、県内全体のネットリテラシーの向上を目的としていることから、ご協力をお願いしたい。

19 千葉市教育委員会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
(1) 生徒指導・特別支援教育担当指導主事会議の設置 生徒指導・特別支援教育を担当する指導主事等としての資質向上を図り、本市の生徒指導と特別支援教育の推進を目指すために、各課、各所、各センター間で情報交換を行うとともに、その対策について協議する。年間6回開催。 (2) 千葉市生徒指導調査研究委員会の設置 教職員の資質や力量向上のため、研修体制の充実及び啓発・指導資料の作成を行っている。 (3) 生徒指導特別対策委員会の設置

生徒指導上の諸問題について各課、各所、各センター間で情報交換を行い、その対策について協議する。年間9回開催。

(4) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の設置

いじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の再発防止を図ることを目的として設置している。定例としては年3回開催。

(5) いじめ問題対策連絡会の設置

学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題への対策等について情報交換をし、共通理解を図るとともに、連携を図ることを目的として設置している。年間3回開催。

(6) 教育相談ダイヤル24の実施

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、夜間・休日を含めた24時間の電話相談窓口を開設している。

(7) 長期欠席対策担当教育相談員（長欠相談員）による学校訪問の実施

各学校の長期欠席児童生徒の状況を調査し、必要に応じて相談を受けたり、学校訪問を通して対応についての指導、援助を直接行ったりしている。

(8) スクールカウンセラーの配置と体制の強化

全小・中・中等教育・高特別支援学校にSCを配置し、児童生徒や保護者等の相談にあたる。また、2区に1人の割合で3名のスーパーバイザーを配置し、緊急時対応及びSCからの相談対応を行っている。令和7年度は小・中学校の配置時間数を増加し、教育センター「ライトポート」には全6か所に配置した。

(9) スクールソーシャルワーカーの配置と体制の強化

13名を配置。教育支援課に2名、教育センター2名と養護教育センター1名、8校の中学校に1名ずつ配置し、教育委員会で把握しているケースや学校から相談されたケースに対応している。

(10) 統括スーパーバイザーの配置

平成28年度からSC統括スーパーバイザーを、令和2年度からSSWスーパーバイザーを教育支援課にそれぞれ配置し、SC・SSWの連携を促進し、教育相談体制の充実を図っている。

(11) いじめ防止に係る対策

「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を教育委員会のホームページに掲載し、各学校のいじめ対応への参考にしてもらうとともに、学校のHPから「学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止指導計画」で保護者・地域との連携推進に役立てている。

② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(1) 国の基本方針の改定に伴い、平成30年3月に「千葉市いじめ防止基本方針」の改定を行った。

- ・「千葉市いじめ防止基本方針」の改定に伴い、「いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」も併せて改定を行った。
- ・また、これらをホームページ等により、保護者や市民に公開しているが、いじめ防止等に関する理解の促進をより図る必要がある。
- ・昨年度8月の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨に合わせ「千葉市いじめ防止基本方針」を更に改定する必要がある。

(2) 管理職を対象とした悉皆研修を4月に実施した。

- ・いじめの初期対応の重要性や組織対応の必要性について改めて周知した。
- ・文科省の児童生徒課いじめ・自殺等対策専門官から「いじめ問題の対応について」として行政説明を受け、いじめ問題の未然防止やガイドライン改訂の趣旨等について研修をした。

(3) 学校におけるいじめの未然防止、組織的な対応、早期解決を促進するため、各学校の要請により、いじめ対応に関する要請訪問を行っている。いじめの定義や認知の正しい理解、適切な対応方法などを、多くの教職員に理解してもらえる機会を増やしていきたい。

(4) 不登校対策は本市の喫緊の課題の一つである。

- ・会計年度任用職員である長欠相談員が学校訪問の折に各校の不登校対策に助言をするほか、各校の長欠報告を精

査し、適宜助言をしていく。 ・本年度より第2次不登校対策パッケージの施策を実施している。多くの教職員に施策について周知し、施策について理解する機会を増やして行く必要がある。 (5) S CやS S Wの活用、教育相談ダイヤル24 やSNS 相談の開設など、児童生徒や保護者がいつでも相談できる体制づくり、幅広い相談窓口の構築にさらに努め、相談体制の更なる充実を図りたい。
③御意見・御提案等

2 0 千葉少年鑑別所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○学校等に対する講演、法教育活動 ○問題行動の背景因としていじめ被害が認められる少年に対する相談活動 ○いじめ重大事態に際しての調査対策委員会等への参加
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・いじめを直接的にテーマとした講演や法教育は実施していないが、小学校高学年向けの暴力防止に関する法教育など、例えば、いじめにつながるような非行・問題行動に係る講演活動等の実績がある。 ・いじめ問題そのもので当所に訪れる相談者は少ないものの、対象者の非行や問題行動、学校不適応の背景には、いじめ被害が潜んでいる場合が少なくなく、被害の内容や経緯等について丁寧にアセスメントし、必要に応じた支援や助言を行っている。 ・令和7年度については、千葉県内の市町村のいじめの重大事態に際し、いじめ問題調査対策委員会に委員として参加した。
③御意見・御提案等
・問題行動を起こす児童・生徒に関する相談において、学校や関係機関同士の情報共有や連携によって高い効果が得られたことが多くある。いじめに関連する相談に対応する際には、学校との連携を積極的に図っていききたいと考えている。 【当センターの援助方法の例】 ・いじめ等の問題行動を行う児童や生徒などのケース会議等に参加し、非行や問題行動を専門とする立場から見立てや支援方法に関する助言などを行う。 ・小学校高学年など、いじめが問題となりやすい年齢の児童等を対象とし、暴力行為などに関する予防的な法教育を行う。

2 1 千葉地方法務局

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○人権啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進 ・日常生活における人権問題や人権尊重の重要性について解説した啓発冊子「みんなともだち マンガで考える『人権』」や「『いじめ』 させない 見逃さない」、児童の権利条約の内容を平易に解説した小学生向けの啓発冊子「よくわかる！こどもの権利条約」等を活用したこどもの人権擁護のための人権啓発活動 ・様々な人権問題を自分の問題として考えることを呼び掛ける啓発動画「『誰か』のこと じゃない。(いじめ編・児童虐待編)」や「全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作文等を題材にした啓発動画等を YouTube 法務省チャンネルで配信 ○担当する主な関係事業等 ・「こどもの人権110番」 全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置 ・「こどもの人権SOSミニレター」 封筒(料金受取人払の処理を施したもの)と便箋を一体化したこどもの人権SOSミニレター(以下「ミニレタ

一」という。)を全国の小・中学校等の児童・生徒に配布。ミニレターへの返答は、法務局職員と人権擁護委員とが連携して行う。 ・こどもの人権SOS－eメール インターネットのメール機能を利用した人権相談 ・LINE じんけん相談 若年層でも利用しやすいLINEを利用した人権相談 ・「人権教室」の実施 小中学校において、人権擁護委員が講師となって人権教室を実施 ・全国中学生人権作文コンテスト及び千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト 人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを願って実施
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・人権教室の際に、中学生人権作文コンテストの入賞作文を活用した人権啓発資料（入賞作文集、入賞作文を題材にして作成された啓発動画等）を使用することにより、こどもたちに人権尊重の重要性、必要性を理解してもらうことができたと考えている。 ・フリーダイヤルによる電話、ミニレター、インターネットやLINEでも人権相談を受け付けており、様々な手段を用意することで、こどもたちが相談しやすい体制をとっている。 ・困難を抱えるこどもをひとりでも多く救済につなげるために、ミニレターの配布場所を従来の全国の小・中学校等、児童相談所に加え、図書館や児童館、子ども食堂といった関係機関に対し、ミニレターの備付け等の依頼を行っていきたい。
③御意見・御提案等
・当課においては、こどもの人権擁護活動について関係機関との連携強化等を推進するため、要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者支援地域協議会に法務局や人権擁護委員が参加するよう、未加入のこれら協議会の要保護児童対策調整機関や子ども・若者支援調整機関と調整を行っているため、御協力をお願いしたい。 ・関係機関に対し、ミニレターやLINE じんけん相談周知用カードの配布を依頼するなどの取組も行っているため、御協力をお願いしたい。

2.2 千葉保護観察所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○毎年、県等の後援を得て、保護司会等関係団体と連携し、小中学生を対象とした「“社会を明るくする運動” 作文コンテスト」を実施しているが、応募作品には、いじめを題材とする作文も多く、小中学生に対して、いじめ防止についての啓発活動につながっている。 ○保護観察開始時に実施するアセスメントにおいて、いじめ被害・加害も含め、犯罪・非行の背景となり得る要因を調査・分析した上で、保護観察の実施計画を立てている。 ○保護観察を受けている少年が、学校でいじめを受けたり、他の生徒をいじめるといった問題が認められる場合には、必要に応じて学校等の関係機関と協議を行うなどした上で、指導や助言について検討している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○令和6年度の「“社会を明るくする運動” 作文コンテスト」の応募総数は15,746点であった。
③御意見・御提案等

2.3 千葉県都市教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
千葉県都市教育長協議会からは、一例として松戸市の取組を提供する。 1. 学校における生徒指導について 「いじめ」や「生徒指導の危機管理」「WEBQU」などの研修の実施や「情報モラル教育」などに関する講演など、学

校訪問などを通じたアウトリーチ型の支援を行っている。

今年度より、松戸市いじめ防止基本方針を策定した。それに伴い学校いじめ防止基本方針を見直し、今年度からの施行している。

また、令和6年度に「豊かな人間関係づくりプログラム」の改定を行い、SSTや情報モラル、道徳、文部科学省の動画教材を活用するなど、多面的な視点から、いじめの未然防止の対策を進めている。

2. 関係機関との連携

(1) 警察との連携

学校警察連絡制度として、千葉県警と協定を結び、児童生徒の非行及び犯罪被害の未然防止並びに安全確保を図ることを目的として、年に3回の定例会を実施している。

いじめの対応においても、法23条にもあるように、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべき事案については警察へ相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないとされており、事案に応じて警察と連携している。

(2) スクールソーシャルワーク

市内5か所に松戸市スクールソーシャルワーカーの拠点を置き、担当校を巡回し、教職員および課題を抱える児童生徒・保護者の支援を教職員と共に行っている。必要に応じて、こども家庭センター、児童相談所、児童家庭支援センター等と連携し、切れ目のない支援を行っている。

3. 不登校対策（いじめ等の要因も含む）

(1) 教員向け研修会の実施

国・県の方針、教職員の長欠不登校への知識理解、児童生徒保護者への対応、生徒指導の機能を生かした学級・学校づくりのポイント、関係機関を含めたチーム対応の構築等を、年3回の研修会で実施。

(2) 松戸市教育支援センター事業

- ・教育相談：不登校児童生徒および保護者との継続的な心理相談
- ・ふれあい学級：小4～中3 独自のカリキュラムによる学習支援を中心とした小集団活動による支援
- ・ほっとステーション：小1～中3 不登校児童生徒の居場所として、あそび、創作、運動などの活動を通じた支援
- ・みらい分校連携：中1～3 日中の活動が難しい生徒を対象に、みらい分校の授業に参加する形での学習支援

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

1. 積極的ないじめの認知をすることで、未然防止、早期発見、早期対応、継続支援につながっている。今後は新たな取り組みの具体的な活用方法やその効果についてのフィードバックが必要である。

2. 関係機関との連携

(1) 警察との連携

警察の方に、情報モラルや闇バイトに講演をしていただいた。情報共有や講演を行うなど一人一人の児童生徒を守る制度として確立している。

(2) スクールソーシャルワーク

SSWerの活用により、教職員の校内での課題の抱え込みの防止に繋がっている。関係各所と学校が連携をすることで、児童生徒の理解が深まっている。また相談件数は年々増加している。

3. 不登校対策

校内支援室（スペシャルサポートルーム）を中学校20校全校に配置し、教室に入れない児童生徒の対応に当たっている。小学校では実情に応じて居場所の確保に努めている。長欠月例報告を活用し、職員共有を行い、支援に当たっている。

③御意見・御提案等

1. 今後は新たな取り組みの具体的な活用方法やその効果についてのフィードバックが必要である。

2. 学校との協働、SSWの周知と活用法の理解がさらに求められる。

3. 引き続き学校における不登校対策と、教職員の意識、知識理解の向上が求められる。

また、松戸市教育支援センター事業では、周知と環境・人員整備が必要とされてきている。

2.4 千葉県町村教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

町村教育長協議会として、各町村からの取り組みを集約し、次のとおり提供する。

○未然防止に向けた心の教育

- ・学期1回の教育相談週間の設定 ・リーフレットを活用した啓発活動
- ・相談窓口の周知 ・いじめ実態調査の実施 ・相談ポストの設置
- ・いじめ実態調査の実施 ・担任との生活ノートのやりとり
- ・SC、SSW、訪問相談員、スクールロイヤーの活用
- ・卒業（園）する学校等と入学する学校間での情報共有等
- ・ミニ集会での外部講師による情報モラルについての講話と保護者との情報交換
- ・学校を核とした県内1000カ所ミニ集会の活用。
- ・道徳教育の推進と人権教育の充実
- ・福祉教育の推進（町福祉協議会、町健康福祉課と連携、協力）

○担当する主な関係事業等

- ・町主催による生徒指導対策委員会の実施（学期1回）
（小学校、中学校での情報共有）
- ・課内に家庭教育相談員を配置し、家庭教育相談を行っている。
- ・心の教室相談員の配置（小学校）
- ・学校適応専門官・教育相談員の雇用・教育支援センターへの主幹（1名）常駐
- ・県スクールカウンセラーの配置（全小中学校）
- ・県スクールソーシャルワーカーの定期的な学校訪問
- ・HPへの各学校のいじめ防止対策の周知

○関係機関との連携

- ・不登校支援チームによる研修 ・若年層研修 ・ミドルリーダー研修
- ・各校管理職及び生徒指導主任による学校警察連絡協議会への参加
- ・中核地域生活支援センターとの連携
- ・東上総教育事務所訪問相談員や長生ひなた等外部機関との連携。
- ・学校運営協議会、家庭教育学級における、保護者、地域住民、児童生徒へのインターネット上のトラブル回避に関する講演会の実施。
- ・鋸南町虐待等防止ネットワーク協議会において、警察・児童相談所・町保健福祉課他、関係機関等と毎回情報共有。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・いじめ問題が起こった場合には、危機管理の「さしすせそ」を意識し、学校組織で対応していく。
- ・いじめ実態調査や各学校の生徒指導委員会に参加することで状況把握に努めている。
- ・SNS等による生徒間トラブルからのいじめ問題に発展するケースが増加している。特に、LINEなどのSNSをはじめ、インターネットを使ったいじめは、これまで以上に潜在化したものとなっている。未然防止及び深刻ないじめ問題に発展する前に啓発活動の強化や早期対応を働きかけていく必要がある。
- ・町教育委員会から「SNS利用に関するルールの作成と遵守について」、「SNSルール作成に際して」等の文書を配布し、各家庭でSNSの利用において保護者の管理責務を呼びかけたり、盲点となり得るSNS利用についてルール作成の必要性を通知した。
- ・いじめの防止に当たっては、学校における人権教育を基盤に、特別活動や学級経営を通して合意形成や意思決定をする中で、「人間関係の構築」や「自他の生命」の大切さを学ぶ授業づくりを工夫している。
- ・重大事態やその疑いがある事案が発生した場合などに早期対応がとれる体制を教育委員会としても整備してい

く。

- ・教職員も忙しく、研修を行う機会を作ることが難しい。
- ・ネットいじめの問題については、千葉県県民生活課ネットパトロールからの情報提供に基づき、定期的に学校及び関係機関等と連携を深め、未然防止の指導を行っている。
- ・教職員と ICT 支援員が連携した情報モラル教室（個人情報保護・著作権・ネットゲーム依存防止等）や、県教委「情報モラル教育研修への講師派遣事業」を活用したミニ集会等を実施するなど、今後も情報モラル教育の充実を図っていく。
- ・いじめの問題については、軽微なものであっても、本人や保護者にとってみると大きな心の負担となることがある。たとえ軽微と感じられることでも、情報共有とともに、確実に記録することを徹底する必要がある。

③御意見・御提案等

- ・外部機関との連携も含め、いじめ問題の未然防止の取り組みを強化する必要がある。
- ・いじめ防止や相談体制の充実
- ・教育相談が複雑・多様化しているため、特に小学校におけるスクールカウンセラー等の配置日数の拡大を要望してきた。その成果もあり、令和6年度から月1配置だった小学校が隔週配置となったが、今後も年間配置時間数の拡大を要望したい。
- ・スクールソーシャルワーカーの増員と配置時間の拡大を要望したい。
- ・インターネットの活用や注意を喚起するため児童生徒向け資料や指導方法を充実させていく必要がある。
- ・発見の遅れや対応の遅れ、誤認での問題軽視などでいじめ問題が大きくなってしまっている現状がある。一つ一つのことを軽視せずしっかりと対応をしていきたい。また、情報を共有しやすい風土の醸成に努めていきたい。
- ・相談窓口は設置しているが、あまり知られていない状況であるため、学校を通じて児童生徒への連絡や学校のお便りや町の広報等も活用して周知していきたい。
- ・性的マイノリティへの対応や取組について、生徒本人、保護者より、学校生活等の相談が少しずつあがってきている。該当生徒や保護者以外にも学校全体（生徒を含め）の適切な理解を深め、浸透していくことによって、いじめにつながらないような体制をとる必要がある。
- ・性的マイノリティに限らず、各学期初めに生徒全員対象にして教育相談を実施し、相談の機会を提供し、生徒理解に努める。
- ・学校生活において、困ったことや悩んでいるようなことを相談できるような体制をとり、本人、保護者との合意形成を図りながら、対応していく。 ex. トイレや更衣室の利用、宿泊学習での班分け、入浴や部屋割りなどについて。
- ・今後の検討として、多目的トイレの設置や制服の多様化（スカートとズボンの選択制や上着をブレザーに変更など）を行う。
- ・情報モラル教育

2.5 千葉県小学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○本会の「運営方針並びに活動の重点」において取組強化の啓発を図る。

- ・いじめ防止を含む生徒指導諸課題への対応
- ・条件整備として教員配置の拡大
- ・校内研修の充実と、教職員の資質向上
- ・子供と向き合う時間の確保のための働き方改革

○本会理事会において、SNS 相談・オンライン相談、不登校児童生徒対象「エデュオプちば」、人権教育の推進、ネットパトロール等について、教育庁及び部局各課から説明をうけ、広報誌を通じて周知している。

○本会主催の研究協議会において教育実践の提案発表及び協議を行う。（毎年1回対面で開催）

- ・「豊かな人間性」分科会における自己肯定感を高める多様な教育活動

・「健全・育成」分科会における人権・同和教育の推進 ・「特別支援教育」分科会における共生社会の形成に向けた連携の在り方 ・「国際理解教育」分科会における多様性に対応したカリキュラムマネジメント ○各学校において「学校いじめ防止基本方針」を見直し、周知を図る。 ○各市町村教育委員会の連絡協議会において、各地区小中学校長が協議し情報を共有するなど、連携を図る。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・校長同士の情報交換の場を引き続き提供していく。 ・各学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直しや、複数回のいじめアンケートの実施、ていねいな教育相談等により、いじめ防止への意識の高まりがみられる。認知件数は多いが、適切な対応により重大な事案に発展することがないよう、校長の適切な対応を図っていく。 ・教員の生徒指導力向上のため、人事評価面接等の機会を活用して指導・助言を行っていく。
③御意見・御提案等
・子どもと向き合う時間の確保のため、学校への文書や調査等のさらなる簡素化、縮小、削減 ・いじめ・不登校対応教員の増員 ・SSW・SCのさらなる増員、時間数の拡大 ・SNS上の問題対応や対策、ネットパトロール等の強化 ・情報モラル教育、ネットリテラシー教育の推進

2.6 千葉県中学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめの防止・対応等にかかる諸通知等の理解と適切な運用 ・「生徒指導提要」の十分な理解に努め、適切に運用する。 ・いじめ重大事態にかかる通知に基づき、当該事案発生時には適切な報告を行う。 ○学校いじめ防止基本方針等の見直し、修正、改善 ・PDCAサイクルで不断の検証をする。 ・ホームページ上で公開し、周知を図る。 ○予防の観点 ・命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むとともに、「特別の教科 道徳」を活用する等、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 ・集団の自助力を高める。より良い集団作りを行う。 「いじめゼロ宣言集会」など「いじめ防止」に関する生徒会活動を支援する。 ・「SOSの出し方教育」や「人権擁護委員会」、「スクールロイヤー」の講演会などを活用し、自己を守る教育を推進する。 ・「豊かな人間関係プログラム」を実施し、対人関係構築のためのスキルを高める。 ○早期発見のために ・担任からの気づき（いじめなどに対する兆候）を大切にし、日々の健康観察や生活記録ノートなどから生徒の様子を把握する。 ・各種調査（Q-U調査、いじめ実態把握アンケート、生活アンケート等）から得た情報を校内で共有し、複数の教員の目で生徒を観察する。 ・教育相談週間（年間3回程度）や生徒指導部会（週1程度）を位置づける。 ・スクールカウンセラーや養護教諭から情報の共有化を図る。 ・相談窓口の周知徹底と相談箱の設置（定期的な確認）。 ○早期対応のために ・生徒指導委員会や教育相談委員会などを充実・活性化する。 ・担任一人に抱え込まず、学校全体で取り組む組織化を図る。

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を迅速にし、きめ細かな対応をする。 ・学校いじめ防止基本方針等に沿った対応を図る。 ○他との連携 ・家庭や地域（PTA等の組織や育成委員会、自治会、民生児童委員会、1000ヶ所ミニ集会、市町村関係機関等）との連携を図る。 ・保護者からの相談等の対応や外部機関等につなげる時は、迅速・丁寧に行う。 ・小中高の連携を図り、いじめに関する児童・生徒の情報交換や防止対策を練る。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用の充実を図る。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題 ・各学校において、「学校いじめ防止基本方針」やいじめ防止に係る委員会等、校内体制が整備され、いじめの防止・認知に関する職員の意識の高揚が図られている。 ・問題解決にあたり、各学校の実態に応じて、外部機関（市町村関係機関、児童相談所、子親サポ、警察本部少年センター等）との情報共有、連携を積極的に行った。 ・SNS等を使いたいじめ対策については、専門機関と連携を図りながら、保護者・生徒への指導を行ってきた。 ・各種調査によって得られた情報を職員全体で共有し、心配な生徒への支援を複数の教員で行った。 ・今後も生徒会活動の中でいじめ防止に関する集会等を積極的に行い、生徒の意識付けを行っていくとともに、いじめ撲滅に向けて、学校全体で取り組んでいく。
① 御意見・御提案等 ・関係機関との連携が密に行えるようになり、各学校が抱える問題も解決に向けて確実に動いていると感じている。今後もこの関係を継続していただき、いじめ撲滅に向けてチーム学校で対応していきたい。 ・新たに通知された内容については、校長会においても話題にし、各学校において確実に理解され、適切に運用されるよう周知していく。 ・「学校いじめ防止基本方針」については、PDCAサイクルで検証し、より実効性のあるものへと修正を図っていく。 ・生徒の命の尊厳や生活の安心・安全を守るために最大限の努力をしなければならないことを校長会において再確認するとともに、各校長の危機管理意識を高めていきたい。 ・スクールカウンセラーの配置時間を増やすとともに、スクールソーシャルワーカーの増員を要望する。

2.7 千葉県高等学校長協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況 (1)生徒指導委員会 ①未然防止に向けた各校の取組の紹介と支援 取組の実施例 ○「いじめアンケート」※生徒へのアンケート調査（加害・被害・見た・聞いた） 生徒の状況を把握 ・各学期1回以上実施（年2～5回、状況に応じて追加実施） ・いじめ以外に教育相談のアンケートを実施 ・「学校生活アンケート」という名称で「いじめ」だけでなく「悩み相談」等を実施 ○生徒面談・保護者面談・・・面談週間等で生徒及び保護者からの情報収集 ・年2回から複数回及び長期休業明けの生徒観察 ○新入生に対し、学年集会で校長・生徒指導主事等より「いじめは絶対に許さない」ことの周知。生徒向け「ネットモラル」研修会・講話等の実施 ○人権・SNS・デートDV等の内容での講話・職員研修（年1～2回開催） ○いじめに関するLHRの実施（年1～2回開催） ○組織的な生徒観察による未然防止および早期発見

②委員会における研修及び研究活動 ○県教委児童生徒安全課より講師を招聘した研修 ○委員会において各校の情報の共有 (2)人権教育特別委員会 令和6年6月に「人権教育に関わる今日的な課題」、同年12月に「いじめ重大事態並びにトランスジェンダー生徒に対する対応と課題」、令和7年1月に「保護観察の実際」をテーマに、それぞれ講演会を実施した。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題 (1)生徒指導委員会 1 成果 「人間関係状況」や「いじめ」等を把握するために、ほぼ全ての学校が「アンケート調査」や「個別面談」を活用し、早い段階でいじめを把握できている。「法規上のいじめ」を含む認知数の増加と保護者、県教委との連携により、早期の対応につながっている。研修等により、様々な事例の理解と対応を深めることができた。 2 課題 ①外部機関との連携と被害・加害双方の保護者対応の中で、感情的なものが先立ち、円満な解決へと辿りつけないことがある。また、すべてを「いじめ」として処理してもらおうとする生徒・保護者の対応が課題である。 ②各校のみならず、地区・全県でのさらなる情報共有、共通理解が必要である。 ③スクールロイヤーの活用等により、法的に正しい対応の周知をさらに進める必要がある。 (2)人権教育特別委員会 1 成果 人権教育に関わる諸課題、いじめ問題の解決にもつながる多様性の受容などについて理解を深めることができた。 2 課題 成果の学校現場への還元に一層努める必要がある。
③意見・御提案等 (1)生徒指導委員会 1 いじめ防止基本方針等、基本的な対応は各学校で整っている。しかし、発達障害に起因する問題が学校現場では大きな課題となっている。一定数の児童生徒が何らかの発達障害を抱えている現状に対して、様々な視点から更に事例を研究する必要があると思われる。 2 不登校や長欠、進路変更希望などの原因をすべて「いじめ」にしてしまう保護者がいる。 実態が無くても、「いじめ」という言葉を使えば、すべて自分の思いどおりになると思込込でいる生徒・保護者への対応に疲弊している教職員が多い。スクールロイヤーの活用や対応マニュアル等により、法的に正しい対応の周知を一層進める必要がある。 (2)人権教育特別委員会 教職員の人権感覚や人権意識を磨いていくことが、いじめの早期発見や予防に寄与するものと考えている。また、いじめに関する法令について理解を深めておく必要がある。

2.8 千葉県特別支援学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況 ○各特別支援学校において、「学校いじめ基本方針」に基づき、いじめは許さないという強い思いのもと、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会等の定期開催や児童生徒を対象としたアンケートの実施、保護者との連絡調整、日々の子供の様子観察等から、いじめ防止対策に取り組んでいる。 ○児童生徒安全課、特別支援教育課との連携を図り、いじめ防止対策にかかる情報共有に努めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題 ○校長研究協議会の場で、いじめ問題対策にかかる各校の取組状況や課題について共有するなどして、各校の対策改善の参考としている。

○特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態等の幅が広く、自分の気持ちや思いを表現することが難しいことがある。そこで、個々の児童生徒の思いや行動を的確に把握できる方法（アンケートや保護者からの聞き取り、校舎内に相談箱を設置する等）を工夫していくことが重要である。

③御意見・御提案等

- ・スクールカウンセラーが必要な時に活用できるよう、スクールカウンセラーの特別支援学校への増員を切望する。

2.9 千葉県私立小学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

千葉県私立小学校協会では、加盟する私立小学校（10校）に対して、県教委から送付される「いじめ啓発リーフレット」を配布するとともに、「いじめ防止啓発カード」の活用で促している。また、必要に応じて、協会が開催する校長会議等で情報共有を図ることとしている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

協会としては、今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め、私立学校の質の向上に繋げたい。

③御意見・御提案等

3.0 千葉県私立中学高等学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○校長会議、初任者教員研修会、私立学校養護教諭研修会、千葉県私立小・中・高等学校保護者会連合会総会などの機会をとらえ、いじめ事案の早期発見、早期対応等に係る、情報提供・情報共有を図ることとしている。

○各研修会においては「インターネット利用によるいじめ」や「多様な性」に関するテーマで講演会を企画・開催した。

○県総務部学事課との情報共有を密にして連携しながら、迅速かつ適切な事態対応に努めている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・私立学校では、創立者の建学の精神の具現化に努め各学校法人が教育の質の向上と創意工夫に責任を持って取り組んでいる。各学校ともいじめの防止は、最重要課題と認識しており、協会としては、今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め、私立学校の質の向上に繋げたい。

③御意見・御提案等

- ・スクールカウンセラーはすべての学校に配置されているわけではないので、県や教育委員会にはスクールカウンセラーの人材確保や研修の機会について、私立学校にも支援をお願いしたい。

3.1 千葉県養護教諭会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○各種研修会の開催

- ・全会員を対象とした6月の研修会は、今年度は「勇気づけと承認のコミュニケーション」をテーマとして、会場開催とWebでの配信を併用したハイブリッド開催で実施する。

- ・毎年、夏季休業中に本会会員を対象に実施している夏の希望研修「養護教諭ステップアップセミナー」は、平成19年度から実施しているものである。“学校における被害者支援”“発達障害への対応”“ジェンダーを考える”“難病を抱える生徒への支援”“命の授業”“震災に学ぶ”“ネットとの上手な付き合い方”などをテーマに、弱者や少数派の子ども達への支援について研修を継続し、内容を深めるとともに、養護教諭としての資質向上のための内容も取り入れている。講師には、医師、大学教授・准教授、臨床心理士、被災県の教諭・養護教諭、難病体験者など、多方面から招き、講義をいただいている。令和3年度以降令和5年度までは感染症対策、その後も会員の研修機会の確保等の理由から、会場開催とWebでの配信を併用したハイブリッド開催で実

施している。今年度もハイブリッドで開催し「養護教諭のしごとを進めるうえで大切にしたいこと」「誰かに話したくなる応急手当Ⅱ」というテーマでの研修会を開催する。また、研修会終了後には研修報告をまとめ、本会ホームページに掲載する。 ○各校での取り組み ・健康相談という形で個々の児童生徒の抱える悩みについての相談を受け、教職員と連携しながら、対応にあたっている。特に、定期的に各学校で行っている「いじめ等に関するアンケート」や各校で設定されている教育相談週間であがってきた問題について、具体的な対応策を整え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携につなげている。 ○情報の共有 ・各関係機関からいただいた情報を本会のホームページに掲載したり、各地区の理事・委員を通じ、会員へ知らせるなど、いじめに対する意識向上に努めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・小・中・高校・特別支援学校ともに養護教諭に相談を求める生徒は少なくなく、保健室における健康相談(教育相談)からの情報発信・共有は、いじめ問題の対策に重要な位置を占めていることが多い。本会としては、養護教諭自身のカウンセリングの力量を高めるとともに、児童生徒にとっても職員にとっても開かれた保健室となるような経営を個々の養護教諭が常に意識していけるような研修を企画していきたい。
③御意見・御提案等
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員・時間増をお願いしたい。

3.2 千葉県PTA連絡協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○理事会等の開催 ・必要に応じて他団体等の取組状況の紹介（リーフレットの配布） ・各理事間における情報交換
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

3.3 千葉県高等学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・保護者の立場でのいじめに特化した取組は実施していません。 県PTA連合会としても、事業としての計画はありません。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
今後については、講演会等で啓蒙活動をしていきたいと考えている。
③御意見・御提案等
・校種別の実態や件数の公表をお願いしたい。 ・また、具体的な実践例を示していただきたい。

3.4 千葉県特別支援学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○千葉県特別支援学校PTA連合会は43校44団体（県立、市立、国立を含む）の特別支援学校PTA組織の連合会で、本連合会の事業において直接いじめ問題に対する取組は行っていないが、幼児児童生徒の生涯に通じる支援を確かなものにするとともに諸条件改善のための事業、研修、理解啓発活動や県への要望を行っている。

○研究大会では、今年度から「子供の学校生活の充実と持続可能なPTA活動を目指して」を副題とし、安全安心な学校づくり、幼児児童生徒が生き生きと活動する学校生活にPTAとしてどう関われるかを協議する場とした。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・障害の種類を越えての交流を深めることで障害児者に関する情報の集約と発信、提供に努めている。研修会等を通じての活動、研究大会を通じての特別支援教育に係る理解啓発活動に力を入れている。
③御意見・御提案等
・いじめなどにあつたとしても親や教師などに伝えることが難しい児童生徒が多いので各学校で「いじめ防止基本方針」が示された事は、人権を守る上でもとても有難い。 ・障害の有無に関係なく一人一人が目標に向かい、日々生き生きと過ごせる社会になってほしい。

3.5 千葉県公認心理師協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ問題の第三者委員会等の推薦 ・重大事態が発生した際の第三者委員会（いじめ調査委員会等）の委員を会員から推薦する。 ・いじめ等調査委員のバックアップ体制の構築、および勉強会の実施 ・市町村のいじめ問題対策連絡協議会等に参加
○いじめ等学校問題に関する研修の実施
○教育領域事例検討会の実施 ・いじめ要因もある不登校事例を検討する。
○当会会員のうち、スクールカウンセラーとして教育現場に勤務する者は、各学校等の状況に応じて、以下の活動を行っている。 ・小中高等学校・特別支援学校における初期対応及びいじめ予防教育 ・いじめの早期発見・早期対応のためのアンケート調査や児童生徒の面接 ・被害児童生徒のカウンセリング、加害生徒の背景理解と対応 ・教職員へのコンサルテーション ・保護者面接（家族関係の調節） ・児童生徒への予防プログラムとしての心理教育
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・児童生徒との個別面接や学校教職員との連携において、いじめの早期発見・早期対応に努めた。 ・今後も研修等を通じて学校教職員と協力して取り組んでいかなければならない。 ・いじめ問題において、臨床心理士や公認心理師が他職種と協働し、チームとして関わる際に求められる方法やスキルを高めるための機会を提供していきたい。 ・当協会に、いじめ重大事態が発生した際の、第三者委員会の委員推薦依頼が増加している。学校・教育領域での臨床心理士や公認心理師がいじめ問題に対処できるよう、今後も研修や勉強会を継続していく必要がある。
③御意見・御提案等
・児童生徒のいじめ問題には継続した関わりが重要である。 ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に参加をして、教職員と情報収集・情報共有を深め、専門知識や経験に基づく提案を行ってほしい。 ・いじめの予防として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・トレーニング等の自己調整・自己表現方法を身につけるための心理教育を充実させていく必要がある。 ・スクールカウンセラー活用というと、依然として「個別のカウンセリング」のイメージが強い。そのため、「時間が足りない」という声につながりやすい。一方で、コンサルテーションや心理教育は、短時間でより多くの教職員や子ども達と関わることを可能にする活用法であるが、これらの実施数は多くない。個別面接以外の活用法を学校現場に浸透することも一案と考える。

3.6 千葉大学教育学部

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○附属学校園へのスクールカウンセラー（幼・小・中・特支）、スクールソーシャルワーカーの配置（小・中・特支）。 ○附属学校の教育相談部会の取り組みの発信 ・教職大学院学生との教育相談部会見学 ・教育相談部会システムに関する医療従事者向け e-learning 教材の作成 ・文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」における取り組みの紹介 ○子どもいじめ防止学会設立への協力、各種セミナー等での登壇
② いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・いじめの早期発見・早期対応には、いじめを認知するという意識にとどまらず、児童生徒が苦痛を覚えている状況を認知することが重要だという認識に立ち、児童生徒が抱える課題を把握し意見交換をすることを主な役割とする教育相談部会システムの確立を提起しており、茨城県取手市において同様のシステムが導入される等の成果が見られる。 ・いじめを含む課題の早期発見に資することを目指し、中学生向けのストレスチェックテストの開発、実施に、千葉大学子どものこころの発達教育研究センターと連携して取り組んでおり、ストレスの高い生徒に面談して課題を発見することができている。ストレスチェックテストの普及が今後の課題である。 ・学部の教員が、いじめについて学際的な研究を進める子どもいじめ防止学会設立に協力しているほか、いじめ関連の各種セミナーで講演等を行っている。
③ 御意見・御提案等
○いじめられている児童生徒の教育を受ける権利の保障を第一に考えた対応を、共に考えていければと考えております。 ○いじめの加害者への見立てを行い、行為の背景にある課題に対して、医療、ソーシャルワーク等を含む多様なアプローチをしていくことも大切ではないかと考えます。 ○いじめ被害者、加害者への対応において、外部の専門機関との効果的な連携等について検討していきたいと考えております。

3.7 千葉大学子どものこころの発達教育研究センター

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○未然防止に向けた高校、中学でのWEB ストレスチェックの取り組み 千葉県教育庁児童生徒安全課と連携した、高校生および中学生に対するWEB ストレスチェックの実施 ○未然防止に向けた小中学校での予防教育の取り組み a. 認知行動療法に基づく不安の予防教育プログラム「勇者の旅」の効果検証と社会実装 目的：授業を通して不安感情に関する「自己理解」と「他者理解」を深め、各自が適切な不安対処スキルを身につけることで、不安の問題を未然防止し、からかいやいじめ等が生じにくい学級環境を形成する。 具体的な取り組み： ・「子どもみんなプロジェクト」を通じて、県内外の教育委員会と連携（千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課不登校児童生徒支援室 他） ・「勇者の旅」指導者養成オンライン研修会の定期開催 ・県内外の小中学校における「勇者の旅」の授業実践 b. 小学校高学年用のいじめ防止用教育ビデオの作成及びホームページ上での公開 目的：いじめに関する正しい知識をもつことにより、実際の学校生活において適切な対処行動が取れるようになることを目指す。 具体的な内容： ・第1章：いじめに関する基礎知識（9分）

・第2章：いじめ被害にあった時の対処法（8分） ・第3章：いじめを見た時の対処法（9分）
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
WEB ストレスチェックの質問項目で、心身の不調であるストレス反応が一定基準を超える高ストレス生徒に対して、ストレスへの気づきを促し、ストレス対処法を自分で取り組むように指導しながら、ハイリスクの場合は、教育相談につなげ、スクールカウンセラーや外部の医療機関との連携などを進める取り組みの中で、高ストレス生徒のストレッサー（ストレスの原因）が、①学業問題か、②進路問題か、③教師との関係か、④友人との関係かという4つのカテゴリーのうち、「友だちから暴力をふるわれる」、「友だちに悪口を言われる」、「友だちから用事を言いつけられる」、「自分は悪くないのに、友だちから疑われる」の友人がストレスの原因となっている質問に対する回答から、いじめが原因と考えられる高ストレス生徒の早期発見につなげることが可能である。 ・令和6年度は、千葉県内外の小中高等学校計39校において「勇者の旅」の授業実践が行われ、約2660名の児童生徒がプログラムを受講した。これに伴い、指導者養成研修会をオンラインにて計4回開催した。 ・普及を進める上での課題として「8-10時間分の授業時間確保が難しい」という意見が挙げられており、現在は朝学活等の活用やe-learning版のシステム開発などにも取り組んでいる。 ・いじめ防止のための取り組みを検討している全国の小学校から、「いじめ防止教育にとっても良い内容の教材なので、是非使わせてほしい」という問い合わせが寄せられている。
③御意見・御提案等
・令和6年度に実施した高校生のWEBで、2学期は41,718人、3学期は9,885人であった。その結果、高ストレス（A及びB）と判定された生徒は、2学期5,554人、生徒数割合13.3%で、3学期は105人、割合10.6%であった。引き続き、高校、中学でのWEBストレスチェックに取り組みたい。 ・不安の予防教育プログラム「勇者の旅」は、不安の生じにくい学級環境づくりを目的としていることから、児童生徒のメンタルヘルスの問題を未然防止のみならずいじめ防止にも一定の効果があると考えており、県内外の多くの小中学校での授業実践が望まれる。今後も、千葉県教育委員会をはじめ県内外の教育委員会、小中学校等と連携しつつ、継続的な取り組みにつなげていきたい。 ・いじめ防止用教育ビデオはセンターのHPで公開しており、誰でも自由に視聴が可能であるため、今後も周知を進め、学校現場での活用を促していきたい。

38 千葉県弁護士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○弁護士会主催の事業 ・「いじめ予防出張授業」の実施 弁護士が学校に出向き、過去に実際に発生したいじめ自殺事件を題材とした「いじめ予防出張授業」を実施。（実施校数） 平成25年（実施初年度）は、中学校1校（4クラス）。 平成26年は、小学校1校（3クラス）、中学校2校（11クラス）、高校1校（8クラス）。 平成27年は、中学校5校（25クラス）、高校1校（8クラス）。 平成28年は、中学校4校（20クラス）、高校1校（8クラス）。 平成29年は、中学校5校（20クラス＋全校）、高校2校（16クラス）。 平成30年は、中学校6校（27クラス）、高校1校（8クラス）。 平成31・令和1年は、小学校1校（6クラス）、中学校4校（19クラス）、高校1校（8クラス）。（上記のほかにも小学校1校（3クラス）での実施予定があったが、コロナウイルス感染拡大防止の休校措置のため中止。） 令和2年は、中学校2校（8クラス）。（コロナウイルス感染拡大のため、依頼が少なかった。） 令和3年は、小学校1校（3クラス）、中学校3校（20クラス）。 令和4年は、小学校2校（2クラス）、中学校3校（16クラス）。 令和5年は、小学校4校（11クラス2学年）、中学校6校（38クラス）。（中学校で2学年同時実施が多く、クラス

数が増加した。)

令和6年は、中学校9校(60クラス)。(前年同様、2学年同時実施が多く、クラス数がさらに増加した。)

実施校は千葉市を中心に、そのほかの地域からの問合せにも応じている。

・「子どもの専門相談窓口」の設置

いじめ・非行(少年問題法律相談)、虐待(子どもへの虐待相談)等の問題について、相談窓口を設置し(専用電話番号あり)、子どもの権利に詳しい弁護士が、無料の初回相談を実施している。社会的養護下の子どもや、少年院入院中の子どもからの相談窓口も可能で、子どもの意見表明権に対する支援を強力に行える制度となっている。相談申込の電話番号を記載した名刺大のカードを作成し、広報にも努めたい。

○関係機関との連携

・臨床心理士との協力関係

いじめ予防出張授業の内容について助言をいただいている。スクールカウンセラーとの勉強会を定期的に行っている。

・行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加

市や教育委員会等が設置するいじめ等調査委員会に、弁護士が委員として参加し、いじめ防止や適正な事実調査に向けて取り組んでいる。

・県教育庁「スクールロイヤー制度」への弁護士推薦

平成31・令和1年に県教育庁が導入した「スクールロイヤー制度」にて、スクールロイヤーの推薦を行った。スクールロイヤーは相談事業、講演事業に従事している。

・市町村とのスクールロイヤー協定締結、スクールロイヤー推薦

各市町村からの要望に応じ、スクールロイヤー派遣協定を締結したり、会員をスクールロイヤーとして推薦している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(いじめ予防出張授業に関して)

・授業で扱う題材が、実際に発生した深刻ないじめ事案や、憲法(人権)の話であることから、各弁護士は、身近な話題に置き換える等、授業内容を分かりやすく伝えるため、様々な工夫を行っている。

いじめ予防出張授業を実施した学校からは再要望の声が多く、アンケート結果も教諭からはおおむね好評価を得ている。

・生徒や教員の要望を取り入れてワークシートによる双方向型授業を導入するなど工夫も重ねているが、更なる授業内容の改善に向けて継続していくことが課題である。

依頼の増加に対し、対応する弁護士の人数が不足しがちであることが課題である。また、負担も大きくなっており、有償化についても検討していきたい。

(行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加に関して)

・今後、委員への就任依頼件数が増加することが見込まれるが、委員の業務を担当できるある程度の専門性を備えた人材の確保・養成が課題である。今年度中の会内研修実施を検討している。

また、いじめ調査における弁護士委員は重要な役割を担うことも多いように感じる。適正な対価を求めていくことも検討したい。

(県スクールロイヤー制度への弁護士推薦に関して)

・県教育庁「スクールロイヤー制度」が導入されて6年が経過した。弁護士会内では、県教委のスクールロイヤー事業の運用を円滑にするため、またスクールロイヤー業務に従事する会員の交流・研鑽を図るためのPTも機能し始めている。今後もPTを活用して、よりよい連携を作っていくたい。

③御意見・御提案等

・いじめ予防出張授業については、県内の学校と協力して、今後も、継続して実施していきたい。

・臨床心理士や児童相談所等の関係機関と良好な関係を構築できていることから、今後も、定期的かつ積極的に、勉強会や意見交換の場を作っていくたい。

・行政機関設置のいじめ等調査委員会への弁護士会員の推薦依頼に際し、予想される作業内容や報酬については、

できるだけ早期に情報提供をいただきたい。

- ・いわゆる「スクールロイヤー制度」は今後も県のみならず、各市町村からのニーズが高まることも予想される。具体的ニーズを適切に把握し、弁護士会として可能な関わり方を模索しつつ、できる限り協力させていただきたい。

なお、弁護士会、ことに子どもの権利委員会としては、スクールロイヤー制度が、学校現場の便宜を図る目的に留まらず、真に子どもの意見表明権を確保するものとして活用されることを熱望することは、従前と同様である。

3.9 千葉県医師会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ・いじめ重大事態の第三者委員会に精神科医師を推薦している。
- ・日常診療で児童生徒、家族の診療を行っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・第三者委員会へ出席できる医師が少ない。

③御意見・御提案等

- ・被害と加害が明確でなかったり、対応が難しい保護者の方がおり、教育委員会も含め現場の先生方が疲弊してしまっているのではないかと懸念されるケースがみられます。

4.0 千葉県社会福祉士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○権利擁護に関する相談事業

- ・成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問、問い合わせ等に応えています。
- ・週2回（火および木曜日）の午前10時から午後4時の間、無料で、電話・来訪相談を行っています。電話番号/043-238-2866 相談の場所/千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階千葉県社会福祉士会事務局
- ・来訪できない、コミュニケーションが困難な方には、訪問して面接相談を行っています。

○千葉県教育庁児童生徒安全課からの依頼で「第三者調査委員会」に参加した。

○複数回の地域集会で子ども若者をテーマに開催した。

○招かれて子どもの権利（ヤングケアラー）について、講演した。

○こどもの権利に関する声明文「こどもがみらいへの選択枝を増やせるために」を発出（令和6年8月15日）

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・ばあとなあ千葉が運営しており、権利擁護に関する相談を受け付けているが、児童生徒や保護者からの相談はほとんどない状況。さらなる広報活動が必要。
- ・「子ども若者支援部門」の立ち上げについて継続的に検討を行う。スクールソーシャルワーカーとして勤務する会員も増えており、学校現場における唯一の福祉職として、権利擁護の視点からいじめ問題にどうアプローチしていくのかはまだ議論の予知がある。
- ・子どもの権利について考え合う機会を持った。

③御意見・御提案等

- ・スクールソーシャルワーカーはいじめ問題に介入できない学校も実際はある。その判断はすべて学校長に委ねられている。
- ・いじめは学校で毎日のように発生しており、日々進展がある中で、週に1日勤務では対応が困難である。
- ・スクールソーシャルワーカーが権利擁護の視点からいじめ問題に介入することは有効であると考えます。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置日数についても、ご検討いただきたい。
- ・いじめの当事者や相談を受けた子どもがSOSを出すことの教育を充実して行ってほしい。学校以外でも意識してこのことに取り組みたい。

4.1 千葉県精神保健福祉士協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・協会としての取組はない。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

4.2 千葉県人権擁護委員連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○人権啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進 ・「こどもの人権を守ろう」をテーマに、各種人権啓発活動に取り組みながら、こどもたちの人権意識を高める。 ○主な関係事業 ・「人権教室」の実施 小中学生に対し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、人権尊重の重要性、必要性を理解してもらう。 ・全国中学生人権作文コンテスト及び千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト 人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを願って実施している。 ・「こどもの人権110番」 フリーダイヤルによる電話相談を受け付けている。 ・こどもの人権SOSミニレター 封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化したこどもの人権SOSミニレター（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校等の児童・生徒に配布。ミニレターへの返答は、法務局職員と人権擁護委員とが連携して行っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・人権教室では思いやりの心や、相手に対する優しさの大切さを理解してもらい、いじめは「しない、させない、見逃さない」という合い言葉を啓発している。外部講師としてこどもと接することで、心が開かれ、たのしい交流ができています。 ・「子どもの人権ポスター原画コンテスト」の入賞作品を人権啓発活動に活用している。 ・中学生に対する人権講演や人権教室の実施が広がりを見せてきた。
③御意見・御提案等
・いじめ問題については、学校との連携が重要課題と捉えている。

4.3 NPO法人企業教育研究会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○SOS の出し方に関する教育・映像教材『三人の憂者の物語～相談で救われる未来～』の公開 2024 年夏に SNS 相談などに自身でアクセスしやすい中高生を対象に、もやもやとした気持ちや小さな悩みも気軽に相談してもらいたいと、SNS など相談窓口の多様化や、窓口利用の具体的イメージを学ぶ中学生高校生（以下中高生）向けのドラマ映像教材「三人の憂者の物語～相談で救われる未来～」を、エースチャイルドと企業教育研究会にて共同開発しました。 https://ace-npo.org/wp/archives/project/soschild https://www.as-child.com/contact/ ○情報モラル・セキュリティの授業『みんなのデジタル教室』 Facebook 社と連携した授業プログラム『みんなのデジタル教室』の出張授業（オンライン可）を行っている。中学生・高校生を対象に、SNS の発信や個人情報の蓄積を考える「デジタル・アイデンティティを考える」と、偽

情報の拡散に対する注意喚起を行う「偽ニュースの見分け方」の2つのプログラムがある。

<https://ace-npo.org/wp/archives/project/facebook>

https://about.fb.com/ja/news/2020/12/we_think_digital/

○千葉県情報モラル講師派遣事業に講師を派遣

柏市、野田市、山武市、君津市の全中学校1年生に向けて「わたしたちの選択肢」と題した出張授業への講師を派遣する予定。(現在、休校解除後の日程を調整中) ネットいじめを防ぐには、集団が傍観者になるのではなく、関心を持つことの重要性を解説している。また、ネットいじめを通報する「STANDBY」(旧:STOPit)の活用法を紹介している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・教職員が最新の情報技術や子供たちのトラブルの最先端の情報を得ていないと指導できない、もしくは聞いてもらえないという思い込みがある。
- ・一人一台端末の普及にともない、ネットいじめから日常のいじめにつながる事案が増える懸念がある。
- ・大人の言論空間の言葉遣いがひどい。人格と意見を分離することが、大人もできていないので、子供の反面教師になっている。

③御意見・御提案等

- ・児童・生徒向けの講演の依頼を受ける際に、「大人である教員が言っても説得力がないから、外部の大人に注意・指導をしてもらいたい」というご意見をよくいただきますが、外部の人間はあくまでも一期一会の存在です。第一義的には日常のモラルの指導があり、その延長線上に外部の人間による指導があるということを、ご理解いただきたいです。
- ・中学生向けにネットいじめを通報する「STANDBY」(旧:STOPit)を導入される自治体が増えています。検索可能な情報をネットパトロールするだけでなく、当事者や傍観者から相談者に気軽に相談できる体制を作っていただくためにも、「STANDBY」のような仕組みを各市町村の行政として導入することで、相談しやすい環境を作るとともに、いじめを未然に抑止することができるはずです。一人一台端末の中にこのアプリを全員使えるようにしている自治体もあります。
- ・東庄町学校運営協議会で、中学生の意見を聞いて、大人が協議する場を設けました。コミュニティスクールの議題の一つにすることが、期待されます。